

## 介護保険サービス事業所における介護事故発生時等の報告の取り扱い

### 1. 事故発生時の対応に関する基準

- 1 介護サービス事業者及び介護保険施設（以下「介護サービス事業者」とする。）は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 介護サービス事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 介護サービス事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### ・留意事項

利用者が安心して介護サービスの提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を規定したものであり、以下の点にも留意する。

- ① 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ介護サービス事業所が定めておくことが望ましいこと。
- ② 介護サービス事業所は、賠償すべき事態となった場合において速やかに損害賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③ 介護サービス事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。
- ④ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存すること。

### 2. 介護事故発生時等の報告

#### 1 報告様式

- (1) 事故が発生した場合は高知市に介護事故報告書（発生、発生後）を提出すること。  
（報告書に誤字、記載誤り等がある場合には、再提出を依頼することがある。）
- (2) 必要に応じて高知市から求められた資料を提出すること。
- (3) 報告書提出後に状況が変化した場合は、あらためて介護事故報告書（発生、発生後）を作成し提出すること。

#### 2 高知市に報告すべき介護事故等の範囲 ※介護サービス事業者の過失の有無は問わない。

- (1)利用者に対する介護サービスの提供によりけが又は死亡事故が発生した場合

医療機関での受診を要したものを原則とする。受診の結果、加療を要しないもの、擦り傷程度の軽微なものや骨粗鬆症等による骨折（サービス提供が直接の原因ではない場合）は報告の対象としないが、介護事故検討会等を行うこと。

- (2) 離設（離苑）が発生した場合

- (3) 食中毒、感染症及び結核が発生した場合

食中毒、感染症及び結核の報告については、以下の要件に該当する場合に報告すること。（介護事故報告書には最初に感染した利用者を記載すること。）又、併せて管轄の保健所へ報告し、指導を受けること。

#### （報告要件）

- ア 同一の感染症や食中毒による、又はそれらが疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症や食中毒の患者，又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ 上記以外の場合であっても，通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ，特に施設長が報告を必要と認めた場合

(報告する内容)

※介護事故報告書の他に，次の内容について報告すること。(参考様式「感染症等の状況等」あり)

カ 感染症又は食中毒が疑われる入所者の人数

キ 感染症又は食中毒が疑われる症状

ク 上記の入所者への対応や施設における対応状況等

ケ 入所者氏名，被介護保険者番号，感染期間

(4) 職員の法令違反，不祥事が発生した場合

(5) 医薬品による事故が発生した場合

誤薬及び与薬抜かり（貼り薬の貼り抜かりも含む）等，医薬品に関する事故は全て報告すること。ただし，与薬抜かりについては，与薬すべき時間直後に発覚し，服薬を行った場合は報告を求めない。

※服薬事故に関しては原則として主治医の指示を仰ぐこと。

### 3 事故報告の提出期限

事故発生から概ね2週間以内に介護事故報告書(発生)と介護事故報告書(発生後)を二枚一組で提出すること(両面印刷可)。

なお，次の内容等については，「5 報告先」にまず電話で状況報告を行ってから介護事故報告書(発生，発生後)を提出すること。

(1) 食中毒，感染症及び結核

(2) 早急に報告が必要な重大事故

(3) 事故報告書の提出が2週間以上かかる場合

(4) その他，事前に電話連絡が必要と事業所側が判断した場合

また，食中毒，感染症及び結核の報告が必要となった場合には電話で状況報告を行い，感染等が終息した時点で介護事故報告書(発生，発生後)及び感染の経過が分かる書類(参考様式「感染症等の状況等」)を併せて提出すること。

### 4 報告方法

「5 報告先」に持参若しくは郵送すること。個人情報に記載されているためFAXでの報告は受けつけない。

### 5 報告先

高知市介護保険課事業係

〒780-8571 高知市本町五丁目1-45 電話(088)823-9972

※被保険者の属する保険者及び介護サービス事業者の属する保険者の双方に報告すること。

(平成15年3月7日付「介護保険事業者における事故発生時の報告等について」高知県高齢者福祉課長通知より)

### 6 その他

介護事故報告書の作成に当たっては，「介護事故等報告書記載要領」を参照すること。

# 介護事故等報告書記載要領

## 留意事項

- ※記載ミス等がないように注意すること。
- ※鉛筆・消えるボールペン等で記載しないこと。
- ※訂正には二重線を引いた後、法人代表者印で訂正印を押印すること。

## 1. 介護事故報告書(発生)

### 1 提出日

介護事故報告書を提出する日（持参日、投函日）を記入すること。

### 2 事業所情報

事業所に関する情報（事業所名、事業所所在地、電話番号、事業所番号、記載者氏名）を全て記載すること。

### 3 利用者情報

利用者に関する情報（利用者氏名、年齢、性別、利用者住所、利用サービス種類、被保険者番号、要介護度、障害老人の日常生活自立度、認知症性老人の日常生活自立度）を全て記入すること。

※サービス種類については、事故が発生（発見）した時点で利用者が利用していたサービス種類を正式名称で記載すること。

### 4 事故の概要

#### ①発生日時等

感染症等の報告においては、最初の感染が確認された日を記入すること。

いつ受傷したか分からない怪我（骨折等）の報告においては、最初に怪我が確認された日を記入する。

#### ②発生場所等

事故が発生した場所について具体的に記入すること。

#### ③発生状況

利用者の単独歩行中等により発生し、聞き取り等で状況確認が出来なかった場合の事故に関しては『その他』に記載すること。

※②・③については不明の場合は「不明」と記入。

#### ④程度

利用者への影響の程度について記載すること。また、死亡事故の場合は、死亡年月日を記載すること。

#### ⑤医師の診断内容等

医療機関に受診した内容及び受診年月日を必ず記載すること。

所見及び治療（部位）

該当する項目全てにチェックし、部位（左右の別、部位の名称）を記入すること。

受診の結果、どのような治療を行う概要を記載すること。

#### ⑥種類

※誤薬・与薬抜かり等、医薬品に関する事故は全て与薬にチェックを入れ、内服等該当する項目に丸をすること。『その他』に該当する場合は、括弧内に具体的な状況を記載すること。

#### ⑦事故時の状況、経緯、発生直後の対応等

いつ、誰が、どのような状況で、どのような事故にあったのか、またその後の経緯や、発生（発見）直後にとった対応策について時系列で具体的に記入すること。

## 2. 介護事故報告書(発生後)

### 5 発生後の状況・対応等

#### ⑧発生後の利用者の状況

事故発生後の利用者の状況（通院の状況，事業所での受傷部位の処置等含む）について記入すること。  
こと。

#### ⑨利用者・家族等への説明内容及び事業所への要望

いつ，誰が，誰に，どのような内容の説明を行ったか記載すること。その説明に対する利用者等からの事業所への要望を記載すること。

#### ⑩損害賠償等の説明の有無（損害賠償等の支払いの有無に関係なく，説明が行われているか）

損害賠償等の説明の有無にチェックをする。

### 6 再発防止に向けての今後の取り組み

#### ⑪原因分析

事故の発生状況を把握し『なぜ起きたか』という内容でなく『どうして防げなかったのか』という視点で記入する。

\*原因分析はあらゆる視点から振り返りを行うこと。

- ・適切なリスクアセスメントやケアができていれば発生していない事故ではなかったか
- ・事故が起こる兆候を見逃してはいなかったか
- ・ケア体制及び見守り体制は十分だったか
- ・利用者の心身状況に応じたケアを行っていたか
- ・環境・設備に問題はなかったか
- ・手順は遵守されていたか 等

\*多職種の職員により検討すること。

#### ⑫今後の対応方針・再発防止策

⑪の原因分析に対して今後行う対応・再発防止策（利用者の自立支援を目的とした具体的な内容となっていること）を記入する。

### 7 事業所

法人名，法人所在地，法人代表者職氏名を記入し法人代表者印を押印する。